

【第3号議案】

## 監査報告書

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度における会務の執行状況及び会計の処理状況について、八王子市町会自治会連合会会則第6条第5号の規定に基づき、監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

1 監査実施日 令和6年4月5日（金）

2 監査の方法及びその内容

監事は、三役、常任理事及び事務局と意思疎通を図るとともに、情報を収集し、監査としての機能を果たすため、三役会、常任理事会等の会議並びに各事業に出席し、会務の執行状況の把握に努めました。

監査に当たっては、三役、常任理事及び事務局からその職務の執行状況について報告させ、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、令和5年度に係る事業報告並びに決算報告、会計帳簿、入・出金伝票及びこれらに関する資料の確認を行い、会務執行及び会計処理の状況を監査しました。

3 監査結果

(1) 会務の執行状況

会務は、概ね事業計画に基づいて実施されていること、及び事業報告はその状況を正しく示していることから、いずれも適正に執行されているものと認めます。

(2) 会計の処理状況

会計処理における決算報告、会計帳簿、入・出金伝票及びこれらに関する資料については、いずれも適正に処理されているものと認めます。

令和6年4月5日

監事 金 高 雄 

監事 沖 倉 勉 